

要緊急安全確認大規模建築物の規模要件等

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物であり、次の用途及び規模等であるもの

用 途	階数（地階含む）・延べ面積
1 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）ポ リング場、スケート場、水泳場その他これらに類する 運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上 ただし、体育館（一般公共の用に供されるもの） は、階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
2 病院又は診療所	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
4 集会場又は公会堂	
5 展示場	
6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
7 ホテル又は旅館	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
8 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉セ ンターその他これらに類するもの	
9 博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
10 遊技場	
11 公衆浴場	
12 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの	
13 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗	
14 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構 成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供する もの	
15 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐 車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	
16 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建 築物	小学校等（小学校、中学校、中等教育学校の前 期課程若しくは特別支援学校）は、階数 2 以上 かつ 3,000 m ² 以上 その他は、階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
17 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園	
18 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上 ただし、保育所は、階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
19 一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物）

用途欄の番号：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 8 条第 1 項各号

階数（地階含む）・延べ面積：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条